

北秋田市公告 第162号

北秋田市地域計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画の変更理由書及び目標地図を次により縦覧に供する。

北秋田市に住所を有するものは、当該地域計画の案に関して意見があるときには、縦覧期間の満了の日までに北秋田市にこれを提出することができる。

当該地域計画の案に係る農用区域にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に関し異議があるときには、令和8年3月30日の翌日から起算して15日以内に北秋田市にこれを申し出ることができる。

令和8年3月16日

北秋田市長 津谷 永光

1. 地域計画変更案の縦覧期間

自 令和8年3月16日
至 令和8年3月30日

2. 地域計画変更案の縦覧場所

北秋田市役所第二庁舎内
産業部農林課 北秋田市花園町15番1号

3. 意見書、異議申出書の提出先

北秋田市役所第二庁舎内
産業部農林課 北秋田市花園町15番1号